（監事の意見書に添付する電磁的記録）

第二十一条　法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（漁業法施行規則の一部改正）

第三十一条　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（年次漁獲割当量の設定） **第六条**　（略） ２　（略） ３　漁業法施行令（以下「令」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ４・５　（略）	（年次漁獲割当量の設定） **第六条**　（略） ２　（略） ３　漁業法施行令（以下「令」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 ４・５　（略）

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（届出採捕者による情報の伝達方法） **第十一条**　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十六条において同じ。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法 三　（略） ２～６　（略） （引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達） **第十六条**　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略）	（届出採捕者による情報の伝達方法） **第十一条**　法第四条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法 三　（略） ２～６　（略） （引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者による荷口番号の伝達） **第十六条**　法第五条第三項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略）